

## 生きる力を育む事業補助金の活用事業を募集

■対象事業 市内の小中学生を対象に、生涯を通じて学び続ける資質や能力の育成などを目的とした、令和6年度中に実施・完了できる次の事業  
※営利目的の事業は対象外です

①健康な体を育む事業 スポーツ教室、スポーツレクリエーション大会の開催 など

②豊かな心を育む事業 演奏会、ワークショップ、体験学習、世代間交流、読書活動の推進 など

③確かな学力を育む事業 講演会、自主学習の場の提供 など

※対象外経費＝建物の建築や修繕、土木工事、実施団体の人的経費、活動経費（家賃、備品など）

■補助金上限額 1事業あたり60万円（対象経費の3分の2以内）

■対象者 市内に住所または活動の本拠地がある団体、法人、個人

■審査方法 教育振興基金審査委員会で審査

■応募期限 4月19日(金)

■応募方法 申請書を持参または郵送。申請書は市教委総務課（市役所3階）、各総合事務所に配架するほか、市ホームページ（右記QRコード）からダウンロードできます

■応募先・問い合わせ 市教委総務課総務係（〒027-8501住所不要、☎68-9114）



## 宮古市奨学生を募集～高校・大学などに進学または在学している皆さんへ～

高校・大学などの在学者に、無利子で奨学金を貸し付ける「宮古市奨学生」を募集します。

現在貸し付けを受けている人も、申請により増額できます。

■応募資格 次の①②を満たすこと

①保護者が市内に住所を有している②本人が高校・大学・短大・専門学校などに在学している

■貸付金額 【高校生】月額4万円以内、入学時加算10万円以内【大学・短大・専門学校などの学生】月額8万円以内、入学時加算30万円以内【特別奨学生（大学などのうち、授業料が高額な学校の学生）】月額16万円以内、入学時加算30万円以内

※上記金額は1万円単位で選択できます。加算額は4月中に申請した場合のみ該当となります

■貸付期間 学校の修業年限（希望する期間を選択できます）

■申込受付開始日 4月1日(月)から随時

■申し込み方法 次の書類を市学校教育課（市役所3階）に提出すること

▷奨学金貸付申請書（本人自署）▷在学証明書（在学する学校が発行するもの）

※特別奨学生として申請する人は、市学校教育課へ問い合わせの上、次の書類も提出すること

▷小論文▷在学する学校の授業料および入学金が確認できる書類

■返還方法 貸付満了後に、奨学金の貸付総額の区分ごとに定める期間内に返還いただきます

■返還免除制度 貸し付けを受けた人のうち、要件を満たす人は、申請により奨学金の返還が免除されます（年間免除額には上限があります）

■その他 令和7年度以降、高校・大学などへ進学を希望している人の事前申し込みも随時受け付けます。奨学金貸付事前申込書を市学校教育課に提出してください。

※申請書類などは、市学校教育課で配布するほか、市ホームページ（右記QRコード）からもダウンロードできます

■申し込み 市学校教育課学校教育係（☎68-9116）



### 「令和6年能登半島地震」への募金活動～皆さんのご協力に感謝～

1月15日から2月17日にかけて、市内小・中学校4校が校内や街頭などで募金活動を実施し、集められた義援金が本市に寄せられました。これらは、甚大な被害を受けた自治体などに送付され、被災された皆さんの生活支援に役立てられます。

■実施校（募金額） 田老第一小学校（29,964円）、新里小学校（23,540円）、新里中学校（97,161円）、川井中学校（14,240円）